

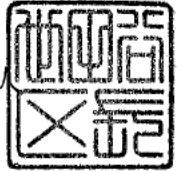
貼用印紙	¥	／	円	担当書 
予納郵券	¥	109	円	



世戸第121号
令和6年6月4日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中
裁判所書記官 松浦 秀史 様

世田谷区長 保坂 展人



調査嘱託書について (回答)

御庁令和4年(行ウ)第182号旅券不発給処分無効確認等請求事件(原告
・被告国)に係る令和6年5月15日付け調査嘱託書(同月16日收受)
について、下記のとおり回答します。

記

調査事項第1について

発信記録の確認は、電話事業者であるNTT東日本との有料契約が必要であるところ、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係では、NTT東日本と上記契約を締結していないため、発信記録を確認することはできない。

また、着信記録については、これを確認する契約そのものがなく、着信記録を確認することはできない。

なお、原告の国籍喪失届に関し、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係では東京法務局国籍課および戸籍課へ電話による照会を行っていない。

調査事項第2について

(1) 原告の国籍喪失届に係る経過

①平成30年11月5日、原告は、北沢総合支所区民課戸籍係に来所し、平成20(2008)年4月2日に自己の志望でカナダ国籍を取得し日本国籍を喪失した(国籍法第11条第1項)として世田谷区長宛てに同日付け国籍喪失届(戸籍法第103条第1項、別添1)および国籍喪失を証すべき書面(戸籍法第103条第2項)として、カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙(別添2)、その訳文(別添3)及び「カナダ市民権証書、カード原本を紛失」した旨の申述書(別添4)を提出した。

②北沢総合支所区民課戸籍係は、原告に対し、国籍喪失届の提出にあたっては、カナダ市民権の取得を証するカナダ国官憲が発行した書面が必要で

あるところ、提出されたカナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙（別添2）には「この書類は市民権の証明とはなりません、写真を伴う書類が市民権を証明する書類となります。」と記載されており、カナダ市民権の取得を証する書面ではないため、カナダ市民権の取得を証するカナダ国官憲が発行したカナダ市民権カードを探していただくか、在日カナダ大使館等でカナダ市民権の取得を証する書面を取得するよう案内した。なお、カナダ市民権カードを提出した場合、市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できるが、市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には、カナダの市民権の取得年月日がカナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙に記載されている年月日である旨の申述書、カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙、カナダ市民権カード及びそれらの訳文を添付し、東京法務局長へ受理照会する旨の説明をした。

北沢総合支所区民課戸籍係と原告は、法定添付書面である国籍喪失を証すべき書面（戸籍法第103条第2項）をそろえたうえで届出することを双方で確認し、再び来所した際に対応できるよう、平成30年11月5日付け国籍喪失届（別添1）および国籍喪失を証すべき書面（戸籍法第103条第2項）として、カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙（別添2）およびその訳文（別添3）と「カナダ市民権証書、カード原本を紛失」した旨の申述書（別添4）の写しを作成することとし、原告もこれを了承したため、北沢総合支所区民課戸籍係は、原本を返戻の上、写しを作成し保管した。

③世田谷区の戸籍届出窓口である5つの総合支所区民課戸籍係（烏山総合支所区民課区民・戸籍）では届出を受付（受領）した場合には、届書の欄外に受附時刻を記録している。これは、平成20年4月7日付け法務省民一第1000号民事局長通達第5の3「市区町村の窓口における確認及び通知についての届書への記録(1)届書の欄外の適宜の箇所に、受付の日時分、市区町村の窓口に出頭した者を特定するために必要な事項の確認方法、通知の有無等を記録するものとする。」とされており、対象となる届出は、届出によって効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出（法務省民一第1000号民事局長通達第5の1届出の際の出頭確認（戸籍法第27条の2第1項））とされているところ、記録漏れなどがないよう、届出により効力を生ずべき届出に限らず、窓口で受付（受領）した届書には受附時刻を記録している。しかしながら、本件国籍喪失届の写しには受附時刻の記載はない（別添1）。

④平成30年12月14日、原告は、北沢総合支所区民課戸籍係に来所し、平成28（2008）年4月2日に自己の志望でカナダ国籍を取得し日本国籍を喪失したとして世田谷区長宛てに同日付け国籍喪失届（別添5）、国籍を証すべき書面としカナダ市民権カード（別添8）、その訳文（別添9）、カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙（別添6）、その訳文（別添

7)、「カナダ国籍を取得したことを証明する市民権カードは国籍取得年月日が記載されておらずカード発行日のみであるため外務大臣からのセレモニアルレター（市民権取得日記載）を添付し届出」する旨の申述書（別添10）、カナダパスポート（別添11）を提出した。北沢総合支所区民課戸籍係は、カナダ市民権カード（別添8）にカナダ市民権の取得年月日の記載がないため、カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙（別添6）に記載のある年月日をカナダ国籍の取得年月日として認めてよいか疑義があるため東京法務局長宛てに受理照会をする旨を説明した。北沢総合支所区民課戸籍係は、平成30年12月14日付け国籍喪失届を受付（受領）し、届書に「受附時刻午前10時45分」と記載のうえ（別添5）、平成30年戸籍発收簿に、即日に受理・不受理の処分ができない場合の届書として記載をした（戸籍事務取扱準則第30条）。

⑤平成30年12月17日、原告は、北沢総合支所区民課戸籍係へ来所し「就職先に提出しなければならないので大変急いでいるため、受理照会は待てない。カナダ市民権の取得年月日が記載された証明書を再取得し、京都で法務省宛てに国籍離脱の届出をするので取り下げたい。」との申出がなされた。北沢総合支所区民課戸籍係は、原告に、国籍喪失届を返戻する理由を記載した返戻文書（別添12）とともに受附時刻を二重線で消した国籍喪失届（別添5）および添付書類（別添6、7、8、9、10及び11）を返戻した。原告は、平成30年の「届書返戻記入簿」兼「不受理処分整理簿」の返戻月日欄に「12月17日」と記載し、受領印欄へ押印をした。

（2）法務省の見解を参考にした事実及びその見解の具体的内容

上記経過のとおり、平成30年11月5日原告は、「カナダ市民権証書」を「紛失した」旨の申述書（別添4）を持参しており、「カナダ市民権証書」を持参した事実はない。

平成30年12月14日原告は、カナダ市民権カード（別添8）を持参したが、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係は、このカナダ市民権カードに国籍取得日の記載がないため、「この書類は市民権の証明とはなりません、写真を伴う書類が市民権を証明する書類となります。」との記載のあるカナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙（別添6）に記載のある市民権取得日を国籍喪失日と認めてよいかを東京法務局あて受理照会をすることを原告へ説明のうえ、同日付け国籍喪失届を受付（受領）し、届書へ「受附時刻午前10時45分」と記載し（別添5）、平成30年戸籍発收簿へ即日に受理・不受理の処分ができない場合の届書として記載をした（戸籍事務取扱準則第30条）。

その後、東京法務局に受理照会をする前の平成30年12月17日、原告が同月14日付け国籍喪失届について取下げをしたため、結果として、東京法務局への受理照会が行っていない（なお、平成30年12月14日は金曜日、同月17日は月曜日である。）。

以上のことから、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が、原告の国籍喪失届に関し、東京法務局及び法務省の見解を参考にした事実はない。

(3) 添付書類

- (別添1) 平成30年11月5日付け国籍喪失届 (写)
- (別添2) カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙 (写)
- (別添3) カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙訳文 (写)
- (別添4) カナダ市民権証書、カード原本を紛失した旨の申述書 (写)
- (別添5) 平成30年12月14日付け国籍喪失届 (写)
- (別添6) カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙 (写)
- (別添7) カナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙訳文 (写)
- (別添8) カナダ市民権証書 (カード) (写)
- (別添9) カナダ市民権証書 (カード) (写) 訳文 (写)
- (別添10) 市民権証書に国籍取得日が記載されていないため国籍取得日を確認するための書類としてカナダ国外務大臣ダイアン、フィンリーの手紙提出する旨の申述書 (写)
- (別添11) カナダ国発行パスポート (写)
- (別添12) 平成30年12月17日付け30世北戸第335号北沢総合支所区民課戸籍係から事件本人あて返戻文書 (写)